

<b>交渉情報</b>	<b>NO.35</b>	日本郵便(株)信越支社 金融営業部
JP労組信越地方本部	2018年10月5日	添付資料:3枚

## 2018年度 かんぽ営業「エリアOJTeacher施策」 の実施に伴う兼務発令について

【関連：中央交渉情報 日本郵便第20号（2018.7.27）】

日本郵便（株）信越支社 金融営業部は、本日（10月5日）「2018年度かんぽ営業「エリアOJTeacher施策」の実施に伴う兼務発令」について地方本部に説明してきました。

本施策は、かんぽ営業に従事する「金融渉外機能の渉外社員」の営業力向上に向け、金融渉外本部長が受け持つブロック内で講師役及び生徒役となる社員を選考し、同行指導等を行うものです。

### 1. 目的

優績者等が講師役（呼称：エリアOJTeacher）となり、他局社員に自身の営業ノウハウを、OJTを通じ伝授する。

### 2. エリアOJTeacherの役割

- (1) 講師役は、他局社員2名を生徒役として受け持ち、生徒役1名につき、月に2回程度OJTを実施。（例：同行指導1回、電話指導1回等）
- (2) 指導内容は、同行指導・ロープレ指導・5ステップやデータ活用及び行先選定等の訪問準備指導等・電話での活動結果等。

### 3. 施策の対象者等

(1) エリアOJTeacher（講師役）及び生徒役の目安人数

	新潟・新発田	長岡	長野	松本	合計
講師役	4	3	3	2	12
生徒役	8	6	6	4	24

注1. 所属局等については、支社資料②を参照願います。

注2. 松本局・伊那局の兼務発令期間は、2018年10月15日（月）～2019年3月31日（日）まで。それ以外の局については、2019年3月31日（日）まで兼務発令済み。

## (2) 選考条件

講師役又は生徒役の選考は原則、以下の基準を満たす社員とします。

	選考基準
講師役	・ 営業スキル・育成面を含め、指導者として相応しい社員。 （2017年度また2018年度「かんぽ営業最高優績者」、「かんぽ信越営業優績者」に認定された社員等。） ・ 年齢50歳未満の渉外社員。
生徒役	・ 入社10年以内の社員とし、原則以下の条件に該当する社員。 ① 2017年度又は2018年度のかんぽ信越営業優績者。 ② ①以外に今後活躍が期待できる渉外社員。 ※2017年度又は2018年度のかんぽ営業最高優績者及び過去に営業インストラクターの経験者は除く。

## (3) 選考方法

各エリアを受け持つ金融渉外本部長が選考。

なお、選考された社員（講師役）は生徒役の郵便局に兼務発令を行います。

## 4. 本施策による営業実績の考え方

### (1) 郵便局実績

同行指導した際に、保険が成約になった場合の郵便局実績については、原則「5対5」で按分。

### (2) 個人実績

講師役及び生徒役の個人実績については、「5対5」で按分。

本施策に限り、「受理者不在時の貢献度合いの取り扱い」を適用し、個人実績の按分を可能とする。

※その他詳細は、支社資料①を参照願います。

地本では、この間の機関会議等で「かんぽ営業のあり方」等についてご意見をいただいております、その課題解決に向けて対応している経過にあります。新たな施策実施を行うことについて問題意識を持ちながら、以下の点について申し入れ・確認を行いました。

- ①現在、各ブロックにおいて「営業技術交流施策に伴う兼務発令」を行っているが、本施策と混同し現場が混乱することがないように、現地管理者等へ指導を徹底すること。

**支社：地本の意見のとおり、本施策と技術交流と区別し、混同しないよう、現地管理者や対象者については十分落とし込みを行い、混乱することがないように徹底していく。**

②10月9日（火）から「金融渉外機能へのかんぽ支援施策」が実施されるが、現地において、支援者が、「OJT Teacher 対象者」に対して目的や趣旨に沿わない指示・指導を行わないよう徹底すること。

**支社：地本からの意見のとおり受け止め、本施策の目的や趣旨に沿ったものとしていく。**

③本施策の「講師役」の活動状況等について、具体的に支社としてどのように把握・指導していくのか。

**支社：活動内容については、「講師役」の社員から、適宜活動報告シート等で確認していく。また、OJTについては原則、「講師役」の営業ノウハウを伝授することを目的としており、施策実施期間内に支社や金融渉外本部から具体的アドバイスや指導等はしないこととする。**

④郵便局実績について、この間のブロックにおける技術交流施策において、不適正な実績の按分がされていることを確認し対応してきているが、改めて、本施策の実績の按分について現場管理者等に浸透するよう指導すること。また、郵便局単位の営業目標について、調整・検討が必要と考えるが、支社としての考え方は。

**支社：ブロックにおける技術交流施策の実績按分については、地本の意見のとおり受け止め、引き続き対応していく。本施策の郵便局局実績について、技術交流とは区別し改めて指導徹底していくと共に、支社として都度実績を確認し、「5対5」等になっていない事を確認した場合には、現地に確認し対応していく。また、本施策の郵便局実績の按分は、原則「5対5」としているため、営業目標の調整はしないのでご理解いただきたい。**

⑤本施策においても、効果検証等のためアンケートを行い今後の施策展開につなげるべき。

**支社：アンケートについては、方法も含めて検討させていただきたい。**

以上、支社の考え方を引き出すとともに、改めて「数字ありき・叱責型指導」とならないよう徹底を強く求め、支社も同様の見解を示し、共通認識をはかったことから本件を了としました。

支部では、施策の実施状況について注視していただき、上記確認事項等に沿わない事例が発生した場合には、是正に向け対応をはかっていたかとともに、地方本部へ連絡願います。

【労使対応】 情報提供

職場労使委員会窓口【伊那局・松本局】

以上